

# 結婚新生活支援事業補助金

日光市は結婚新生活を  
応援します♪

ご結婚おめでとうございます！！

日光市では、若い皆様の新婚生活のスタートを応援するため、結婚をきっかけに新たに住宅を購入、増改築または賃借費用や引越費用の一部を補助しています。

問合せ先 地域振興課地域政策係  
TEL：0288-21-5147

## 【主な要件】

- 《婚姻日》 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 《年齢》 婚姻日の年齢が、夫婦ともに39歳以下
- 《所得》 夫婦の所得額合計額が500万円未満  
※貸与型奨学金返済を行っている場合は別途計算
- 《その他》 自治会に加入していること。  
市税を滞納していないこと。 など

## 【補助金額】

婚姻日の年齢が、

予算額に達した時点で申請の受付を終了する場合があります。

夫婦ともに39歳以下の場合…1世帯当たり最大30万円

夫婦ともに29歳以下の場合…1世帯当たり最大60万円

## 【対象費用】

- 令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払った次の費用（日光市内に限る）
- 住宅取得費用（婚姻日から1年以内を取得した住宅の建物代）
  - 住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
  - 住宅リフォーム費用（既存住宅の機能維持や向上を図るために行うリフォーム工事（修繕、増築、改築、設備更新など））
  - 引越業者又は運送業者へ支払った引越費用（対象外：不用品の処分費用やレンタカーを借りて自身で引越をした場合）

## 【継続申請】

令和6年度に補助決定を受けた世帯のうち、補助限度額（30万円または60万円）に達しておらず、また要件を満たしている場合は、令和7年度に上限まで継続して補助申請を行うことができます。（1回限り）

【裏面につづく】

HAPPY WEDDING



## 申請・添付書類

- 日光市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 世帯全員の住民票の写し
- 戸籍全部事項証明書
- 夫婦双方の所得の額が分かる書類（直近の記載がある「所得証明書」）  
※各年度の課税基準日における住所地の市区町村からお取り寄せください。
- 夫婦双方の市税の完納証明書
- 自治会加入証明書（様式第2号）
- その他
  - 《貸与型奨学金の返済がある場合》
    - ・貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
  - 《住宅取得の場合》
    - ・住宅の売買契約書又は工事請負契約書（写）
    - ・領収書の写しなど支払額が確認できる書類
  - 《賃貸の場合》
    - ・物件の賃貸借契約書（写）
    - ・領収書の写しなど支払額が確認できる書類
    - ・（勤務先などで手当を受けている場合は）住宅手当支給証明書（様式第3号）
  - 《リフォームの場合》
    - ・工事請負契約書等
    - ・領収書の写しなど支払額が確認できる書類
    - ・施工前と施工後の状態を確認できる書類
  - 《引越費用の場合》
    - ・引越業者又は運送業者への支払いに係る領収書の写しなど

## 対象世帯フローチャート

